

## 第1回部会（H30.7.2）における意見への対応状況

## 【こども教育部会】

NO	委員名	意見	対応方針・対応	分類
1	米島委員	待機児童（入所保留児）について、校区別で資料を提供してほしい。	現在、住所別のみ作成し、校区別では作成していない。 今後は、校区別の資料も作成し、ニーズ調査に役立てていくとともに、区政会議で提供していく。	①
2	渡邊委員	園庭や講堂等のない保育所に関して、グラウンドや区内施設等代替場所の提供はできないか。	保育所が運動会や発表会を実施するにあたり、近くの学校等の施設利用の希望があれば、施設に対し、区役所から協力依頼をすることはできるので、保育所に対して、その旨を情報提供していく。	①
3	山口委員	虐待通報について確認を行う家庭に対して、配慮が必要なのではないか。	こども相談センターや区役所が虐待通報の確認に訪問する際には、周りの家庭に対して、当該家庭に誰が何をしに来たかはわからないように配慮している。 また、通報された家庭に対しては、保護者の負担にならないよう、聞き取りを行う等の対応を心掛けている。 今後も、保護者に寄り添った対応を行っていく。	①
4	山口委員	愛 Love こどもフェスタで、保護者の方に対して、子育てサロンへの誘導をされたとのことであるが、効果検証はできているのか。	愛 Love こどもフェスタの開催前後の子育てサロンの利用者数を比較すると、開催後の方が利用者数は増加傾向にある。 今後も、子育てサロンでのつながりを維持してもらえるよう、支援を続けていきたい。	①

## ※分類欄

- ①当年度(30年度)において対応
- ②31年度運営方針に反映または31年度に対応予定
- ③31年度では対応できないが、今後引き続き検討
- ④対応困難または対応不可
- ⑤その他

NO	委員名	意見	対応方針・対応	分類
5	中田委員	児童虐待に関して講演会や学習会を開催してもらっているが、受講しない人を掘り起こす必要があるのではないか。	講演会や学習会での気づきや、子育てサロン等でのつながりにより虐待に陥らないケースもあると認識している。 しかし、ご指摘のように、こういった場に出てこない、出てこられない方たちこそ、支援につなげていく必要があると認識している。 関係機関や地域と連携して、きめ細かい周知に努めていく。	①
6	猿渡委員	就学後の発達障がいに関する相談場所があまり知られていないのではないか。	子育て支援室では、乳幼児健診や子育てサロン等の利用者など、未就学児童の保護者を対象に子育てに関する相談を中心に周知している。 学校にはスクールカウンセラー制度もあるが、今後は、就学後の児童を含め、発達障がいに関する相談も子育て支援室で実施していることを教育担当とも連携し広く周知に努めていく。	①
7	山口委員	学び舎つるみ等で、百歳体操もプログラムなどに入れていくと、より広まるのではないか。	今年度は会場スペースの関係上、ビデオブースを設けて PR に努める予定としていたが、台風により中止となった。今後も、いろいろな場面において取り入れていくことを検討していく。	①
8	山口委員	以前の区政会議で、自主的な生涯学習活動による書道の展示発表の場について意見が出ていたが、そういったところはあるのか。あるなら周知をしてはどうか。	区役所 2 階の区民ギャラリーをご利用いただけることを区 HP で広報しているが、今後は、広報紙等も活用するなど積極的に周知に努めていく。	①
9	宮川委員	生涯学習推進員連絡会は毎月 1 回集まって連絡会を開催しており、その中で研修会についても実施している。今回、区役所と協働して家庭教育支援講座を一般向けに実施する、また、3 月にも生涯学習ルームフェスティバル（活動発表会）を開催するが、生涯学習に関する認知度はまだまだだと感じる。	今回、新たに生涯学習推進員連絡会と協働して、家庭教育支援講座を実施する予定であり、広報周知に取り組む。また、3 月の生涯学習ルームフェスティバル（活動発表会）の PR 方法も検討するなど、引き続き生涯学習の認知度アップを図ってきたい。	①

※分類欄

- ①当年度(30 年度)において対応
- ②31 年度運営方針に反映または 31 年度に対応予定
- ③31 年度では対応できないが、今後引き続き検討
- ④対応困難または対応不可
- ⑤その他

NO	委員名	意見	対応方針・対応	分類
10	猿渡委員	青少年「夢・未来」講座の協力企業について、参画することでメリットがあるということのPRを行ったり、協力企業を前面に出して紹介してはどうか。	青少年「夢・未来」講座の取り組みについてはFBやHPで紹介しているところであるが、協力企業の名称・イベント名等についても積極的にPRをしていく。	①

※分類欄

- ①当年度(30年度)において対応
- ②31年度運営方針に反映または31年度に対応予定
- ③31年度では対応できないが、今後引き続き検討
- ④対応困難または対応不可
- ⑤その他